

新型コロナウイルス感染症-19 中央災難安全対策本部定例ブリーフィング ～(8月28日付保健福祉部報道資料(該当部分仮訳))～

▲自治体におけるコロナ 19 の現況及び措置事項

▲首都圏における防疫措置強化の方策

▲医療界の集団行動に対する対応現況

▲疫学調査能力の拡充方策等

新型コロナウイルス感染症-19 中央災難安全対策本部は、本28日、丁世均(チョン・セギョン)本部長主宰により政府ソウル庁舎のリモート会議室で各省庁及び 17 の広域自治体、18 の地方警察庁と共に、▲地方自治体におけるコロナ 19 の現況及び措置事項、▲首都圏における防疫措置強化方策、▲医療界の集団行動に対する対応現況、▲疫学調査の能力の拡充方策等について議論した。

本日の会議で丁世均(チョン・セギョン)本部長は、ここ 10 日間、毎日 300 名から 400 名台で感染者が増え、これに伴い重症者が増加しており、重症者用の病床が不足するのではないかと懸念が大きいと述べつつ、これまでになく正確な病床の把握が重要だと強調した。

現在政府が把握している病床と実際に使える病床の間に差があると報道されており、保健福祉部中央事故収拾本部での正確な現況把握と透明性のある情報公開を通じて非難を最小化し、今後も問題がないよう病床の管理を徹底して行うことを指示した。

丁世均(チョン・セギョン)本部長は、会議を終えるにあたり、ここ最近、政府庁舎はもちろん、国会や裁判所等の中核をなす国家施設でも感染事例が確認され、もはやコロナ 19 に関して安全地帯はないと述べつつ、国家の核心をなす施設で集団感染が発生すれば、国家の核心機能がストップするのではないかという不安とともに、国家機関の信頼度にも悪影響を及ぼすだろうと強調した。

従って、行政安全部等の関係省庁と自治体に対し、所管施設の防疫管理を徹底して行うよう指示するとともに、防疫ルールに沿って在宅勤務やフレックス勤務の適用の拡大や不要不急の出張を最小限にとどめる等の措置も、形式的ではなく実質的に行われるよう格別に配慮をするよう指示した。

1. コロナ 19 措置事項(ソウル、仁川、京畿、光州)

中央災難安全対策本部では、ソウル特別市(徐正協(ソ・ジョンヒョプ)市長権限代行)、仁川広域市(朴南春(パク・ナムチュン)市長)、京畿道(李在明(イ・ジエミョン)道知事)、光州広域市(李庸燮(イ・ヨンソプ))

市長)からコロナ 19 措置に関する報告を受け、これを点検した。

ソウル特別市は、コロナ 19 が再び広がっていることを受け、医療スタッフの補強とともに暴言や暴行、セクハラ等から医療スタッフを守るための対策を設ける。

- 病院別に申告窓口を設ける一方、ソウル特別市の感情労働者支援センターにも医療スタッフ専用の相談窓口を設ける予定である。また、患者が入院する際、医療スタッフに対する暴言や暴行、セクハラは処罰される可能性があることを告知*する計画だ。

*患者が守るべきルールに関連内容を追加し、印刷物の作成や配布、案内放送等を行う

-これと共に、医療スタッフに対する需要調査を実施し、関連団体と協議してスタッフを補強する計画である。

- 一方、当初 8 月 30 日(日)まで下されていた「10 名以上の集会禁止」命令を 9 月 13 日(日)まで 2 週間延長する等、感染の拡大を防ぐための努力も続けていく予定である。

仁川広域市は、感染者の増加に伴い、無症状や軽症患者を治療する生活治療センターを増やしており、9 月初めまでに更に一カ所を追加する予定である。

- 一方、小、中、高校生等、校内で患者が発生したり多数の患者が発生した時に迅速に移送できるよう、消防本部等と協力体制を構築して対応している。

京畿道は、8 月 27 日(木)から 9 月 9 日(水)までの 2 週間、京畿道内の全ての公務員と公共機関の職員に対し、家族と公務以外には対人接触を禁止する等、強力な社会的距離の確保を通じて感染防止に努めている。

- 週末を迎え、8 月 28 日(金)から 30 日(日)まで宗教施設、カラオケ等の文化や体育、観光施設等の 8,253 ヶ所に対し、非対面礼拝をしているか、高危険施設の運営を中断しているか等を重点的に点検する計画だ。

光州広域市は、8 月 27 日(木)から 9 月 10 日(木)まで第 3 段階に準じる社会的距離の確保に関する行政命令を下し、コロナ 19 の感染拡大を防ぐために全力を注いでいる。

- これまで集合禁止対象だった 12 の高危険施設とともに宗教施設や屋内体育施設等の 15 種の施設を、追加で集合禁止施設に指定し、集合制限措置が下されている学習塾(300 名未満)、キッズカフェ、住宅展示場は 10 名以上の集合禁止に強化される。

<光州広域市の集合禁止措置の追加対象施設>

遊園地、ゲームセンター、ウォーターパーク、宗教施設、公演場(ミュージカル、演劇)、屋内体育施設、生活体育同好会等の団体の活動、カジノ、競輪競艇及び競馬場、野球場やサッカー場、青少年修練施設、敬老堂等のお年寄りの余暇施設、地下に位置する銭湯やサウナ、地下に位置する

レンタルルームや DVD 視聴室、保育園・公共施設(運営中断)

- 集合制限施設も、既存の 7 施設から更に 9 施設が指定され、計 16 施設が集合制限施設に指定された。

2.首都圏防疫措置強化方策

中央災害安全対策本部では、保健福祉部中央事故収拾本部(本部長: 朴凌厚(パク・ヌンフ)保健福祉部長官)から首都圏の防疫措置に関する強化策について報告を受け、これを議論した。

ここ最近、首都圏で 10 日以上、1 日の感染者数が 200 名を超え、サラン第一教会や光復節の集会等の集団感染以外にも、多様な集団感染があらゆる場所で発生している。

* (首都圏の感染者数) (8 月 18 日) 201 名 → (8 月 19 日) 252 名 → (8 月 20 日) 226 名 → (8 月 21 日) 244 名 → (8 月 22 日) 239 名 → (8 月 23 日) 294 名 → (8 月 24 日) 201 名 → (8 月 25 日) 239 名 → (8 月 26 日) 229 名 → (8 月 27 日) 313 名 → (8 月 28 日) 284 名

首都圏で社会的距離の確保を第 2 段階に上方調整してか 10 日あまりが経ち、効果が発生するタイミングが来ている中ではあるが、十分な効果が現れるかは予測が難しい状況*である。

*先週末の首都圏での携帯電話の移動量の減少(20.1%)は、今年 2 月の大邱・慶尚北道での減少(38.1%)の半分の水準

政府は、現在の首都圏の状況を、大規模流行の初期に入っている段階であると状況を厳重に認識し、首都圏の防疫措置を更に強化する議論を行った。

- 但し、「社会的距離の確保」第 3 段階への上方修正は、国民経済に大きな被害を与える可能性があり、生活防疫委員会等での多様な意見を収斂していく過程でも慎重な意見が多数提起された。

これを受け、首都圏に対して社会的距離の確保の第 2 段階は維持するものの、危険度の高い集団に対してはより強化された防疫措置を 8 月 30 日(日)0 時から 9 月 6 日(日)24 時まで実施する。

まず、若年層を中心に国民の外部活動を最小限に留め、感染の伝播を防ぐため、飲食店、カフェ、屋内体育施設に対する防疫を強化する。

ここ 1 週間(8 月 21 日から 8 月 27 日)、全感染者のうち 20 代から 40 代までの割合が 38.5%を占める等、若年層の感染者が増えている。

これを受け、首都圏に位置する一般飲食店、サービスエリアにある飲食店、製菓店に対し、21時から翌日5時まではデリバリーやテイクアウトのみ許可(集合制限)する。

- このうち一般飲食店には、食事とともに酒類を提供する営業形態で酒類を販売する食堂も含まれる。

- その他にも、該当施設ではマスクの着用、立入者名簿の管理、施設内のテーブルの間で距離を2m(最小1m)維持する等、核心防疫ルールを遵守しなければならない。

<首都圏の飲食店を対象とした核心防疫ルール>

【事業主、責任者】

▶21時までは通常営業可能、21時から翌日午前5時までは飲食のテイクアウトやデリバリーのみ許可

▶立入者名簿の管理

-電子立入者名簿の設置、利用又は手書き名簿の備え付け(利用者が手書き名簿を使用する場合、氏名、電話番号、身分証明書の確認、4週間保管後廃棄)

▶事業主と従業員のマスク着用*飲食摂取時は除外

▶施設内のテーブル間で2m(最小1m)の間隔維持

※注文やテイクアウトのための待機時にも利用者は2m(最小1m)の間隔維持

【利用者】

▶21時までは通常営業可能、21時から翌日午前5時までは飲食のテイクアウトやデリバリーのみ許可

▶電子立入名簿への登録又は手書き立入名簿に記入

(手書き名簿に記入する場合、本人の氏名、電話番号を正確に記載、身分証明書を提示)

▶マスク着用 ※飲食摂取時は除く

▶テーブル間で2m(最小1m)の間隔維持

※注文やテイクアウトの待機時にも利用者は2m(最小1m)の間隔維持

カフェのうち、フランチャイズ型コーヒー専門店に対しては、営業時間に関係なく店内での飲食を禁止し、テイクアウトやデリバリーのみを許可する核心防疫ルールを義務付ける(集合制限)。

- 飲み物等をテイクアウトする時も、立入者リストの作成やマスクの着用、利用者間の2m(最小1m)の間隔維持の核心防疫ルールを遵守しなければならない。

＜首都圏フランチャイズ型コーヒー専門店に対する核心防疫ルール＞

【事業主、責任者】

▶営業時間に関係なく、テイクアウトやデリバリーのみ許可

▶立入者名簿の管理

-電子立入名簿の設置、利用又は手書き名簿の備え付け(利用者が手書き名簿を使用する場合、氏名、電話番号、身分証明書の確認、4週間保管後廃棄)

▶事業主と労働者のマスク着用 ※飲食摂取時は除く

▶施設内の利用者間の2m(最小1m)の間隔維持

※注文やテイクアウトの待機時にも利用者は間隔を維持

【利用者】

▶営業時間に関係なく、テイクアウトやデリバリーのみ許可

▶電子立入名簿への登録又は手書き立入名簿に記入

(手書き名簿に記入する場合、本人の氏名、電話番号を正確に記載、身分証明書を提示)

▶マスク着用 ※飲食摂取時は除く

▶利用者間の2m(最小1m)の間隔維持

※注文やテイクアウトの待機時にも間隔を維持

ジム、ビリヤード場、ゴルフ練習場等の屋内体育施設に対しては集合禁止措置を実施する。

- 屋内体育施設では、飛沫が頻繁に発生する活動が主に行われており、利用者の滞在時間が比較的長く、最近、屋内体育施設で集団感染が発生したことを考慮したものである。

※江原道原州市体操教室関連の感染者64名、光州卓球クラブ関連の感染者12名(8月27日時点)

第2に、児童と学生を、多人数が密集する環境から保護し、地域社会から感染が拡大することを防ぐ。

多数の学生が集まって活動するのを最小限に留めるため、首都圏に位置する学習塾に対しては、非対面授業のみを許可(集合禁止)し、読書室やスタディーカフェにも集合禁止措置を実施する。

- 習い事教室は、今回の集合禁止措置から除外されたが、依然として集合制限措置は適用される。したがって、立入者リストの管理、マスクの着用等の核心防疫ルールの遵守義務が課され、違反したことが確認されれば、直ちに集合禁止措置を出す等、強力に対応する予定である。

- 集合禁止措置に違反する場合には、罰金が課され、集合禁止に違反して運営し、感染者が発生すれば、治療費や防疫費等に対する求償権(損害賠償)を行使することも検討する方針である。

<習い事教室に対する核心防疫ルール>

【事業主、責任者】

▶立入者名簿の管理

-電子立入名簿の設置、利用又は手書き名簿の備え付け(利用者が手書き名簿を利用する場合、氏名、電話番号、身分証明書の確認、4週間保管後廃棄)

▶立入者の症状確認(発熱チェック等)及び有症状者等の立入制限

▶事業主と従業員のマスク着用 ※飲食摂取時、水中活動等は除く

▶施設内で利用者間の2m(最小1m)の間隔を維持できるよう利用人数を管理

※座席を一つ空けて座る等

【利用者】

電子立入名簿の認証又は手書き立入名簿の作成

(手書き名簿に記入する場合、本人の氏名、電話番号を正確に記載、身分証明書を提示)

▶症状確認に協力及び有症状者等の立入禁止

▶マスク着用 ※飲食摂取時、水中活動等は除く

▶利用者間の2m(最小1m)の間隔維持

※座席を一つ空けて座る等

- 読書室、スタディーカフェ、学習塾等に対する集合禁止、制限措置は8月31日(月)0時から9月6日(日)24時まで適用される。

これにより発生しうる保育サービスや介護サービス等の空白を最小限に留めるため、政府や公共機関では在宅勤務を積極的に行い、民間企業にも同様のレベルで勤務形態を改善することを勧告する。

※治安、国防、外交、消防、郵便、防疫、放送等の業務を行う機関、保安上在宅勤務ができない機関、宅配員等の国民向けサービスを提供する業務は除く。

致命率の高い高齢層の外部接触についても最小化する。

首都圏の療養病院及び療養施設は面会が禁止される。

- 昼夜間の保護センター及び猛暑を避けるための休憩施設等、高齢者が多数利用する施設については休止勧告を行い、やむを得ず運営する場合も、歌う等の飛沫が多く発生する活動やプログラムは禁止される。

最近、集団感染が発生している訪問販売業については、関係省庁が合同で不法販売活動を点検しており、不法マルチ商法の通報に関する褒賞金を一時的に引き上げる(最大 200 万ウォンを

最大 500 万ウォンに)等、引き続き管理していく計画である。

首都圏のお年寄りの方は、当分の間、どうしても必要な場合を除いては外出を控え、家にとどまることを願います。

今回の措置により、首都圏に位置する約38万店舗の飲食店や製菓店、約6万3千の学習塾、約2万8千の屋内体育施設等が影響を受けることになる。

朴凌厚(パク・ヌンフ)保健福祉部長官は、「改めて国民の皆様の日常と生業に大きな不便をおかけすることになったことを残念に思う」と述べ、

「現状の感染拡大を抑えることができなければ、想像したくない現実と向き合わざるを得ない状況であるということへの、国民の皆さんの広い理解と積極的な協力」を求めた。

政府も、強化された防疫措置が現場できちんと実施され、確実な効果が得られるよう、地方自治体と共に点検と管理をしていく計画である。

3. 医師団体の集団休診対応状況(略)

4. 自己隔離者の管理現状及びソーシャルディスタンスの履行状況 (略)